

令和6年度広島県教育委員会高校生海外留学助成事業

応募関係 Q & A

令和6年4月1日作成

Q1

Q：助成事業に応募するためにはどうすればよいのですか。

A：広島県教育委員会ホームページに募集要項や各種様式を掲載していますので、応募資格や注意事項などをよく読んで、まずは交付申請書を作成し、留学費用の支出を証する書類を添えて学校に提出してください。

ホームページから各種様式をダウンロードできない場合は、各学校に募集要項などを配付していますので、学校にお問合せください。

Q2

Q：留学団体等はどのような団体ですか。

A：代表的な団体として、公益財団法人 YFU 日本国際交流財団、公益財団法人 AFS 日本協会、特定非営利活動法人文際交流協会（BIEE）、公益財団法人日本国際生活体験協会（EIL）などがあります。

また、一般社団法人 海外留学協議会の会員やロータリークラブなど高校生の海外留学を取り扱っている団体を含みます。

Q3

Q：留学等で対象となる期間に、渡航のために必要な期間は含まれますか。

A：原則として、通学して授業を受ける期間が3か月以上ということですが、現地までの渡航にかかる時間も、途中、別の目的で他の場所を経由するなどの場合を除き、3か月の期間に含まれると見なします。

なお、3か月以上であっても語学研修や国際交流行事のみ参加する場合は対象とはならないので、注意してください。

Q4

Q：助成事業の対象となる留学費用はどのようなものがありますか。

A：募集要項では、「国際航空運賃（1往復分）」「授業料」「空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用」「査証・旅券取得手続諸費用」「海外傷害保険料」を対象としています。

また、その他必要と認める経費として、渡航・帰国の際の日本国内移動費及び現地留学先までの移動費（1往復分）、留学先の施設利用費、寮費、ホストファミリーに支払う費用としています。

なお、留学団体等を通じて留学する場合には、留学団体等が公表したプログラム参加費用も助成の対象となります。ただし、上記はいずれも令和6年度中に額が確定し支払を完了するものに限って対象となりますので、注意してください。

また、対象となる留学費用の支払に関係する領収書などは、助成金申請の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

Q5

Q：現中学3年生です。令和6年度中に留学団体の試験に合格し、令和7年4月に高等学校へ進学後、夏頃から留学に出発するのですが、令和6年度助成事業に応募することはできますか。

A：令和6年度中に留学費用の支払いが完了する場合は、それらの支払額が同年度助成事業の対象となります。応募に際して、在籍する県立学校長の推薦が必要であることから、県立中高一貫校の中学3年生で、併設する高等学校に進学する場合に限り、令和6年度助成事業の応募が可能です。

ただし、交付決定後、留学期間中に同校に在籍していないなどの場合には、交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることがありますので注意してください。

なお、併設する高等学校ではなく、他の県立学校に進学する場合は、進学後に在籍する学校を通して令和7年度助成事業に応募してください。

Q6

Q：広島県教育委員会の助成を受けて、他の奨学金も受けることはできますか。

A：できます。

ただし、他の奨学金等との併用を認めていない奨学金等がありますので、それぞれの奨学金の条件をよく読んでください。

また、広島県教育委員会の助成金と他の奨学金等の合算額が留学費用を超える場合は、その超える額について、広島県教育委員会の助成金を減額します。

他の奨学金については、留学団体等が様々な奨学金のリストを公表していますので、各団体のホームページなどを参照してください。

なお、広島県教育委員会では平成26年度から2週間以上の留学を行う高校生等に対し、留学経費の一部を貸付ける貸与型の留学奨学金を創設しました。広島県教育委員会の助成金と併用が可能です。

詳細については、広島県教育委員会ホームページの「広島県高等学校等奨学金（留学奨学金）」を参照してください。

<お問合せ先>

〒730-8514 広島市中区基町 9-42

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部高校教育指導課（広島県庁東館5階）

電話：082-513-4991 メール：koukoushidou@pref.hiroshima.lg.jp